

遺伝子組換えワタ及びトウモロコシの第一種使用等に関する承認に先立っての  
意見・情報の募集結果について

(平成21年11月11日～12月11日(ワタ3件、トウモロコシ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称   | 第一種使用等の内容   |
|---|---|
| <p>除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ<br/>(改変<i>bar</i>, <i>cry2Ae</i>, <i>Gossypium hirsutum</i> L.)(GHB119, OECD UI:BCS-GH005-8)</p>   | <p>隔離ほ場における栽培、保管、<br/>運搬及び廃棄並びにこれらに付<br/>随する行為</p>                  |
| <p>除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ<br/>(改変<i>bar</i>, 改変<i>cry1Ab</i>, <i>Gossypium hirsutum</i> L.)(T30<br/>4-40, OECD UI:BCS-GH004-7)</p>   | <p>隔離ほ場における栽培、保管、<br/>運搬及び廃棄並びにこれらに付<br/>随する行為</p>                  |
| <p>除草剤グリホサート耐性ワタ (<i>2mepsps</i>, <i>Gossypium hir<br/>sutum</i> L.)(GHB614, OECD UI: BCS-GH002-5)</p>  | <p>食用又は飼料用に供するための<br/>使用、加工、保管、運搬及び廃<br/>棄並びにこれらに付随する行為</p>         |
| <p>除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコ<br/>シ(改変<i>cp4 epsps</i>, <i>pat</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.)  <br/>Iltis)(NK603 × T25, OECD UI:MON-00603-6 × ACS-ZM003-<br/>2)</p>  | <p>食用又は飼料用に供するための<br/>使用、栽培、加工、保管、運搬<br/>及び廃棄並びにこれらに付随す<br/>る行為</p> |
| <p>耐熱性 - アミラーゼ産生並びにチョウ目及びコウチュ<br/>ウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホ<br/>サート耐性トウモロコシ(改変<i>amy797E</i>, 改変<i>cry1Ab</i>, 改<br/>変<i>cry3Aa2</i>, <i>pat</i>, <i>mEPSPS</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.)<br/>Iltis) (3272 × Bt11 × MIR604 × GA21, OECD UI: SYN-E32<br/>72-5 × SYN-BT011-1 × SYN-IR604-5 × MON-00021-9) (327<br/>2, Bt11, MIR604及びGA21それぞれへの導入遺伝子の組<br/>合せを有するものであって当該トウモロコシから分離し<br/>た後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けた<br/>ものを除く。)を含む。)</p> | <p>食用又は飼料用に供するための<br/>使用、栽培、加工、保管、運搬<br/>及び廃棄並びにこれらに付随す<br/>る行為</p> |

## 2. 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

### (2) 意見提出期間

平成21年11月11日(水)から12月11日(金)まで

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

## 3. 意見募集の結果(環境省、農林水産省に提出された意見の合計)

|         |    |
|---------|----|
| 意見提出数   | 8通 |
| 整理した意見数 | 2件 |

## 4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成21年11月11日～12月11日(ワタ3件、トウモロコシ2件))

|   | 意見概要                     | 意見要旨   | 対応方針   | 件数 |
|---|--------------------------|--|--|----|
| 1 | 遺伝子組換え農作物の食品としての安全性等について | 遺伝子組換え作物は不安です。遺伝子組換え作物に農薬に対し強いものができたなら、農薬に強い毒の食べ物を口にすることになります。長期的な安全性は全く確認されていません。実験データも偏ったものです。慢性毒性や催奇性などの神経や消化系統などへの影響を確認していないのではないのでしょうか。安易にこのような作物を承認しないで欲しいです。また意見募集が1ヶ月間というのは、短すぎます。 | 我が国において、遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性影響に関する安全について、以下のとおり、それぞれの法律に基づいて科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断されています。<br>食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法<br>飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法<br>生物多様性影響に関する安全性についてはカルタヘナ法<br>このうち、ご意見のあった食品の安全性については、厚生労働省及び食品安全委員会において、別途、審査されており、必要に応じて慢性毒性や生殖に及ぼす影響、変異原性などについても確認されています。これまでに食品としての安全性が確認された遺伝子組換え食品及び添加物については、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご参照いただければと思います(アドレス： <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/">http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/</a> )。<br>また、生物多様性影響に関する安全性の審査については、生物多様性影響評価総合検討会を開催し、公開で審査を行うとともに、その資料についてもホームページなどで公表しております。その後、一定期間をおいた上で1ヶ月間のパブリックコメント期間を設けています。 | 5  |
| 2 | 除草剤耐性雑草等について             | アメリカやカナダなどでは、除草剤耐性の雑草が報告されています。除草剤耐性等の遺伝子が他の野生植物や雑草に移行し、耐性を持った野生植物や雑草が国内でも増えるのではないのでしょうか。耐性雑草の増加は、除草剤の大量使用や農作物での残留農薬濃度   | 遺伝子が組換えられている、いないに関わらず、農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雑できないことが知られています。特に今回申請のあったトウモロコシやワタについては、国内に交雑可能な野生植物は存在しません。<br>一方、植物は遺伝子が組換えられていなくても、特定の除草剤の長期散布や大量散布により、特定の除草剤に対する耐性を獲得することがあります。<br>米国等で発生が確認されている事例は、除草剤耐性の農作物に導入された組換え遺伝子が雑草に移行したためではなく、同一の除草剤が長期  | 5  |

の増大、土地の荒廃につながります。除草剤耐性雑草の発生などを考慮して新たな審査基準を策定の上、今回の遺伝子組換え農作物の承認の提案を再検討すべきではないでしょうか。

間散布されたこと等により、雑草が特定の除草剤に対する耐性を獲得したのではないかと考えられています。

除草剤は、植物体そのものの生命力を高めることはありません。また、除草剤の使用に当たっては、作用機作の異なった農薬をローテーションで使用するなど使用方法を工夫することにより薬剤抵抗性の発現を極力抑えることが基本です。すなわち、除草剤耐性雑草の問題は、遺伝子組換え農作物の栽培による固有の問題ではなく、適切な栽培管理によって解決されるべき課題です。

仮に、ある特定の除草剤に耐性を持つ植物であっても、ほかの除草剤をまけば枯れてしまいますし、草刈り等物理的な駆除も有効です。このため、どんな除草剤も効かず、防除ができないような雑草が発生するとは考えられていません。

生物多様性影響を評価する際には、最新の科学的知見を使って評価しています。しかし、承認した後に、評価した時には予測していなかった環境の変化や科学的知見の充実により、生物多様性影響の生じるおそれが、新たに判明する可能性は否定できません。

そこで、国では、開発した企業等に対して、承認された後も、その影響などについて、新しい情報を集めるよう求めています。

また、承認した後に生物多様性影響が新たに判明した場合に備えて、申請者（開発した会社等）に対して、緊急時にどのように対応するかを決めた計画書をあらかじめ作っておくよう求めています。さらに、担当大臣は、生物多様性影響を防ぐために、必要に応じて使用方法の変更や栽培を中止させるなどの命令をすることとしています。

以上のように、承認した後も生物多様性影響に関する情報収集や科学的知見の充実に努めていますし、仮に生物多様性影響が生ずるおそれが判明した場合でも、適切な措置を行うことによって生物多様性影響を防止するようにしています。

なお、農作物に付着した農薬を摂取しても人の健康に影響がない量として、各農作物毎に残留農薬基準値が定められており、これを超えないよう、農薬ごとの使用基準が設定されています。

今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。

注 件数欄の件数は重複もあるため、意見数合計に一致しません。